

## 令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人ふなおか福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年8月30日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・役員を選任手続について、選任要件や在任監事の過半数の同意を得たことの確認を行うこと。
- ・理事長の職務執行状況報告は、理事長が自ら行うこと。
- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>役員候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか及び選任の要件に該当するかについて確認を行っていなかった。</p> <p>ついては、役員候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>なお、新任の役員候補者だけでなく、重任の役員についても必ず確認を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(法第40条、第44条第5項及び第6項) (審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>欠格事由等の確認書に記入、押印してもらう。理事会、評議員会で説明する。</p>
2	<p>評議員会の議事録について、評議員会に出席した理事又は監事の氏名、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>ついては、評議員会の議事録については、評議員会に出席した理事又は監事の氏名、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の11、規則第2条の15)</p>	<p>評議員会議事録に、出席した理事又は監事の氏名、作成者の氏名を記載する。</p>
3	<p>理事について、理事会を2回以上続けて欠席している者が見られた。</p> <p>ついては、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p style="text-align: center;">(審査基準第3の1(3))</p>	<p>事前にスケジュールを確認してから理事会の日程を決めるようにする。</p>
4	<p>理事会が監事を選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p>	<p>監事(候補者)について、在任中の監事の同意書を記入してもらう。</p>

	<p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	
5	<p>理事長は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、理事長ではなく事務局が報告を行っていた。</p> <p>については、理事長は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に自ら報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第17条第3項)</p>	<p>理事長の職務執行報告を理事長が行うようにする。</p>
6	<p>就労支援事業において、設備等整備積立金は就労支援事業資産の取得価額の75%以内を上限として積み立てることができるところ、「船岡作業所拠点区分」に計上されている設備整備等積立金(25,675,396円)について、積立金の上限額を超過していると推察される。</p> <p>については、設備整備等積立金が積立の上限額を超過しているか確認の上、上限を超過している場合、超過額を確認の上、積立金の取崩し等適切な会計処理を行うこと。</p> <p>(留意事項19(3)イ)</p>	<p>令和4年度の取得価額75%が、20,884,578円であったため、5,000,000円を普通預金に移す。</p>